

招集期日 平成23年11月2日(水曜日) 第9日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 11月2日(水曜日)午前10時30分

閉 会 11月2日(水曜日)午前11時39分

出席委員 委員長 金子俊雄 副委員長 永澤美恵子
委員 石田芳夫 委員 小出亘
委員 金澤秀信 委員 関谷真奈美
委員 横田淳一 委員 小島清人
委員 齋藤國男

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 副市長 企画部長 総務部長
環境経済部長 市民部長 福祉部長
健康福祉センター所長 建設部長
区画整理部長 会計管理者 水道部長
教育総務部長 生涯学習部長 消防長
議会事務局長

委員会に出席した事務局職員 都 築 敏 夫 高 山 勇
玉 井 栄 治 鹿 山 明 美
沼 井 俊 明

△ 開議の宣告（午前10時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

本日の日程につきましては、一般会計、特別会計並びに水道事業会計について討論、採決を行います。

なお、各会派から提出されました審査意見について協議した結果を決算特別委員会の審査意見として改めて議長を経由して市長に提出したいと思っておりますので、ご了承願います。

△ 討論

委員長 これより討論に入ります。

まず、一般会計について討論を願います。

反対の方から願います。

石田委員 議案第77号 平成22年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

22年度は、3月11日、東日本大震災と福島原発事故が起き、市民の安全、安心を守る上で、市の防災計画が根本的に問われる事態となりました。特に原発事故による放射能汚染への対応は、安全神話に安住し、何の対策もできていない電力会社と国や埼玉県の状況が事実をもって示されています。水素爆発によってばらまかれたときの放射能の調査と対策が、先行きが見えない中でようやく始まりました。それが現在の状況です。

原発事故の計画停電により、道路の信号機や道路照明灯などは消され、交通の安全が損なわれたこと、各家庭とともに市役所、学校、公民館などの公共施設の運営に支障を来すことが明確になりました。市民の安全を守る上で、防災計画に課せられた新たな課題です。

また、市の防災計画は、放射能汚染から市民を守る点が欠落しており、地場産業の狭山茶への汚染も明らかになりましたが、それらを緊急な課題ととらえ、研究、検討すべきです。

そして、世界では福島原発事故以来、姉妹都市のあるドイツを初め、多くの国々が原子力発電に頼らず、自然エネルギーへの切りかえを始めています。日本においても、原発ノーの声が圧倒的多数になっています。1960年代につくられたほとんどの原発は、再稼働にストップがかけられ、既に8割近くが休止しています。東日本被災地の復興が遅れ、長引く不況が深刻な事態となっています。リーマンショック以降もふえ続け、257兆円にもなっている大企業のため込み金で震災の復興費を賄い、不況打開のために使うべきです。22年度の一般会計は、こうした市民の不安を解消し、安全と市民生活を守る姿勢に欠けており、認めること

はできません。

以下、具体的な点を指摘します。

1点目として、破綻した構造改革路線を受け継ぐ行政改革長期プラン前期実行計画についてです。公民館における社会教育団体に対する使用料の徴収が22年度後半から始まっていますが、取るべきではありません。

2点目として、防災計画についてです。計画停電などの被害が生じながら、国、県の指導待ちの状況であり、防災計画の見直しに直ちに着手する姿勢が見られません。東日本大震災について、市内の具体的な報告が見られず、決算特別委員会の資料請求に基づいて、ようやく計画停電の状況が把握された状態です。

3点目に、5市消防広域化検討組織運営負担金についてです。消防の広域化は、藤沢分署のはしご車など3台を減らし、化学車2台を減らし、消防力を後退させます。立川断層の災害を想定した場合、同時多発の事態に広域化は対応できません。その上、実施後5年間で16億6,263万円経費を減らす計画の中で、入間市だけが1億円弱の9,270万円も負担が増えています。消防団への影響も考慮して、消防の合併に加わずに、現在の入間市の方式で進めるべきです。

4点目に、個人市民税を年金から特別徴収したことです。国民からの強い批判を受け、国保税や後期高齢者医療の保険料は、口座振替への変更も可能となりましたが、65歳以上の方の住民税は、原則年金天引きとなっています。高齢者の生活に配慮し、せめて納税者が普通徴収か特別徴収かの選択ができるようにすべきです。

5点目に、市民税における証券優遇税制で20パーセントを10パーセントに軽減し、890万円減額しています。市民が銀行に預けたわずかな貯金の1パーセントに満たない利子に対してさえ20パーセントの課税をしており、証券優遇税制は認められません。

6点目に、月額6,000円の重度心身障害者福祉手当の支給を22年度から65歳以上の新規障害者手帳取得者については、支給対象外としたからです。高齢者は、相次ぐ増税や社会保障の改悪で、負担増を強いられています。こうした中で、65歳以上の新規障害者手帳取得者の福祉手当除外は認めることができません。

7点目に、毎年指摘している、老朽化に追いつけない道路予算についてです。担当課の努力は評価するものですが、抜本的な予算の増額と計画的な道路橋梁の整備計画を求めるものです。

8点目に、後期高齢者医療への繰出金18億2,436万6,625円についてです。国民からの廃止を求める強い要望がありながら、新政権は制度廃止を今後3年後に先送りしましたが、それさえも明確な方針が見られません。高齢者に差別と負担を強いるこの制度は、今すぐ廃止すべきです。

9点目に、狭山台土地区画整理事業への繰出金4億309万7,000円についてです。22年度法人税割を見ますと、資本金50億円超の144社中、50パーセントの72社が50万円以下であり、そのうち従業員50人以上の3社の法人税割がゼロです。長引く不況の中で、こうした工業団地づくりを進めても、法人市民税の増収は期待できません。工業団地づくりよりも、近隣市と比べ大きく遅れている中学3年生までの医療費の無料化の推進などに予算を回すべきです。

以上で一般会計の反対討論とします。

以上です。

委員長 次に、賛成の方願います。

齋藤委員 保守系クラブを代表し、議案第77号 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の討論を行います。

入間市の平成22年度決算は、市税を中心とする自主財源の落ち込みにより、5年ぶりに普通交付税の交付団体となりました。これは、世界的不況に対する国の経済対策が政権交代により効果を発揮せず、地方経済への影響が大きくなったものと考えるところであります。

このような中で、歳入においては、不足する地方財源を補てんする普通交付税が約12億7,000万円、臨時財政対策債が約23億7,000万円措置されたため、財政調整基金が19億円近くまで回復でき、さらに経常収支比率が88.1パーセントに改善することができたことは、財政の健全性が高まったものと評価するものであります。

歳出については、民生費が前年度から9億円超の増となり、構成比でも36.9パーセントと最も高くなりました。これは、子ども手当の実施に影響されたものであります。

今後は、大きな財源となる税と社会保障の一体化について、国は明確な方向性を示し、地方負担への押しつけを早期に改善することが望まれるところであります。3月11日の東日本大震災以降、大型台風等による風水害など、自然災害で地方が困窮する姿が全国各地に存在している状況を考えるならば、入間市においても万全な備えを行うことが、15万市民の安全安心のために最も重要であるとだれもが思うところであります。

今後もさらなる財政の健全化に努め、香り豊かな緑の文化都市に向けて、大きく前進することを切望いたしまして、議案第77号 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論といたします。

委員長 次に、反対の方おられますか。

〔発言する人なし〕

委員長 では、賛成の方。

金澤委員 議案第77号 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算認定について、公明党入間市議団を代表し、賛成の立場から討論を行います。

世界経済後退の影響を受け、日本経済が落ち込む中、入間市も地方交付税交付団体に移行し、市税収入の落ち込みが約6億4,000万円に対し、臨時財政対策債の発行増でどうにかやりくりしている状態です。行財政改革長期プランの着実な実行で経費削減の成果も出てきておりますが、その効果を打ち消すスピードで財政状況の悪化が進んでいます。さらに経費削減いただくと同時に、今後とも市債の発行に関しては、適正な入札事務執行により、低利の借入先の選定にご努力いただきたいと考えます。

なお、埼玉りそな銀行からの借り入れ1億5,020万円については、金利が他の案件に比べ割高であり、理由があるにせよ、透明性の確保、説明責任という点で今後関係機関とご協議すべきと指摘させていただきます。

歳出について申し上げます。どの部署におかれましても、厳しい予算削減の中、職員一人一人が創意工夫をされ、市民福祉向上、安心安全なまちづくりにご尽力いただきましたことに感謝申し上げます。

福祉向上という点では、公明党の提案した赤ちゃんの駅設置事業の推進がなされ、市内公共施設30カ所に設置していただきました。プライバシーの向上対策も含めて、利用者の増加のために、設置場所の情報提供の拡大にご努力いただきたいと思います。

また、AED設置補助事業につきましても、未整備であった2カ所の民間保育園に設置ができました。今後は、維持管理のルール徹底やAED講習会の受講者数拡大にもご配慮いただきたいものであります。

また、乳幼児医療費扶助の年齢引き上げにつきましては、平成22年度は通院費扶助分が小学校1年生まで引き上げられました。経済的に厳しい若いご両親への支援策として感謝申し上げます。

今後は、段階的に小学校3年生まで引き上げられていく計画ではありますが、受診状況の経過や財政状況も勘案しつつ、近隣市町村と同様の対象年齢引き上げにご努力していただきたいと思います。

安心安全なまちづくりという点では、毎年のように土木費が削減される中、仏子駅のバリアフリー工事が完成したことは、長年の地域住民の要望におこたえするものであり、評価いたします。

また、公明党の提案した橋梁点検事業も予想を超えるスピードで進んでいることも評価いたします。

さらに、公明党が平成21年9月議会で質問、提言させていただいた現場急行支援システムの導入が早速この平成22年度予算に計上いただき、年度末に設置が完了いたしました。大変感謝申し上げます。一分一秒を争う救急搬送において、この半年間で既に河原町交差点の通過率が格段に向上したとの効果が現れているとのご報告もいただきました。平成23年度には

さらに4カ所の追加設置が決定しているとのことで、近隣市に先駆けての事業であります。本当にありがとうございます。

最後になりますが、平成22年度末である3月11日の東日本大震災は、地震や津波など、自然の恐ろしさを改めて認識させるものでしたが、それと同時に、日本人の持つ勤勉さや協調性を世界に再評価させるものでありました。東北地方を中心とする被災地への支援については、1年限りのものではなく、今後5年、10年、20年と長期にわたり入間市民が心をあわせて実施していきたいと思えます。しかし、時がたつにつれ、マスコミ報道も少なくなれば、民間ボランティア団体への市民参加も先細りの懸念があります。地道だけれども、継続的な行動という点においては、自治体こそ得意分野であると考えます。いつまでも東北の人々を忘れない、見守り続ける、その真心を持つ市民の後押しとなるように、さまざまご配慮を要望し、賛成討論といたします。

以上です。

委員長 ほかに賛成の討論ありますか。

関谷委員 議案第77号 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論を行います。

年度末の3月11日に東日本大震災が発生しました。今後の我が市の財政状況に少なからず影響を与えるであろうことを憂慮しています。

歳入においては、平成22年度市税収入がおよそ6億3,800万円減少するなどの要因から、財源不足が発生し、普通交付税が12億7,711万円余り交付され、5年ぶりに交付団体に転じました。この結果、財政調整基金の残高が平成21年度末の10億71万7,000円から平成22年度末には18億9,791万9,000円に増額できたことは評価するものです。

歳出においては、民生費の比率がさらに上昇し、36.9パーセントとなりました。少子高齢社会の進展や景気の悪化による扶助費の増加はやむを得ないものと考えます。そのような中、おおむね適正に事務執行がされたことは、ご努力ゆえのことと理解いたします。

なお、数点指摘させていただきます。

歳入のうち、犬の登録料について、その金額の根拠を明確にし、場合によっては減額を検討すること。

歳出のうち、1、つどいの広場事業については、公平性の確保を図るべく、公募の実施を行い、一定期間で選定業者の更新、見直しの機会を設けること。

2、入間市行政改革長期プランにのっとり、補助金等について、終期の設定を行うこと、また運営費補助から事業費補助への移行を進め、監査、審査に十分対応できるようにすること。

3、教科指導員については、その効果が高いことから、小中学校全校に配置すること。

4、未来を担う子供たちへの支援として、教育分野への財源配当の充実を図ること。

5、あす発生するかもしれない大災害に備え、犬の予防接種時に災害時の愛玩動物対処の心構えを周知すること。

6、野田土地区画整理事業については、一刻も早い反対地権者との解決を見ること。

7、中心市街地活性化事業については、その効果を検証し、まちを歩いて効果が実感できる抜本的な対策を講じる、または見直すこと。

8、ごみの資源再利用奨励補助金と生ごみ処理機購入費補助金については、補助金の交付条件を再検討して、補助金の有効活用を図り、さらなるごみ減量につなげること。

以上申し述べましたが、引き続き多様化、複雑化する市民のニーズに丁寧に取り組んでいただき、かつ次世代に財政負担を残すことのない財政運営を行うことという難しい課題にご尽力いただくことを期待して、賛成討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、一般会計についての討論を終結いたします。

次に、特別会計、水道事業会計についての討論を一括して願います。

反対の方から願います。

小出委員 議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

反対の理由は、資格証明書の発行を続けていることです。入間市では、23年1月1日で170件発行しています。資格証明書交付所得別内訳は、未申告者、106件、ゼロ円、8件、基礎控除以下4件、33万円から60万円以下、5件、60万円から100万円以下、4件、100万円から200万円以下、26件、200万円から300万円以下、14件、300万円から400万円以下、2件、400万円から500万円以下、1件となっています。それ以上はゼロです。この内訳から、払わないのではなく、高過ぎる国保税が払いたくても払えないということは明らかです。

国保資格証明書が交付された場合、医療保険の窓口では、一たん医療費の全額を自己負担し、後日市区町村に請求することによって、本人負担分を除いた額が国保特別会計から還付される仕組みになっています。しかし、国保資格証明書世帯は、その還付額からそれまでの保険料滞納未納分が差し引かれる指導が行われるため、実際は窓口で支払った費用が払い戻されることはありません。そのため、資格証明書発行により、命に関わる受診抑制が起きています。

全国保険医団体連合会により、一般被保険者と資格証明書被交付者との受診率には相当な格差があることが報告されています。2009年度には、一般被保険者の73分の1の受診率になっており、格差は年々拡大する傾向にあります。2009年度では、国保資格証明書被交付者1

人当たりの年間受診回数は0.129回であり、これは8年に1度しか病院にかかっていないということになります。このことは、国保資格証明書が国民の生存権を実質上侵害していることを物語るものにほかなりません。

こうした点から、県内30市町村、西部地域では鶴ヶ島市、ふじみ野市が資格証明書を発行していません。市民の命、健康を守るためにやるべきことは、こうした市から学ぶことであり、低過ぎる国庫負担の割合を上げるよう国に求めることであり、資格証明書を発行することではありません。

以上で、議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての反対の討論とします。

続きまして、議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

反対理由の1点目は、後期高齢者医療制度がそもそも長年社会に貢献してきた高齢者の方々を75歳という年齢で差別し、高齢者の医療切り捨てがもくろまれていると考えられる制度だからです。保険料は、2年ごとの見直しで引き上げられる仕組みで、世界に例のない、年齢で差別される医療という、根本的に問題のある医療制度であり、現政権もこの制度の廃止を公約に掲げざるを得なかったほどです。

2点目は、高過ぎる保険料です。平成23年3月31日現在の被保険者は1万2,151人に及びました。保険料の調定額は8億8,918万4,940円で、1人当たり7万3,000円以上になります。75歳以上のお年寄りにとって、この金額は余りに負担が多過ぎると言わざるを得ません。そのため、多くの滞納者を生み出しています。日本以外の多くの先進国では、医療費が原則無料となっています。世論にこたえ、一刻も早く後期高齢者医療制度は廃止し、当面もとの老人保健制度に戻し、お年寄りいじめはやめるべきです。

以上で、平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論とします。

続いて、議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

狭山台土地区画整理事業における一般会計からの繰入金は22年度は4億309万7,000円にも上りました。前年度より4,796万5,000円の大幅増となっています。狭山台土地区画整理は、バブル崩壊後の平成5年、長引く不況により、市民の生活の厳しさが増す中で、市民生活を犠牲にしながら事業を進めてきました。しかし、当初描いた工業の核、地域産業の振興をリードする工業団地をつくり出すには至っていません。入間市は、財政難を理由に、敬老祝い金を削減し、寝たきり老人手当を廃止し、学童保育料を大幅に引き上げ、重度心身障害者福祉手当に所得制限を導入し、65歳以上の新規障害者を対象から外しました。また、公民館利

用料免除の廃止など、市民の暮らしや福祉、教育分野の予算を削減してきました。市民生活を犠牲にしながら、狭山台土地区画整理事業を進めてきたといっても過言ではありません。この事業の大きな問題点は、市費投入額が当初の約25億円から4回目の見直しで62億8,055万円と大きくなり過ぎたことにあります。

今後、保留地の売却価格が安くなれば、さらに市費の投入額は増えることになります。工業団地づくりを中心にした事業に税金を投入し続けるのではなく、全市民を対象にした暮らしや福祉、教育分野に回し、厳しい市民生活を応援するべきです。

以上で、議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の討論とします。

以上です。

委員長 次に、賛成の方願います。

横田委員 保守系クラブを代表いたしまして、議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論を行います。

国民健康保険事業は、医療需要の高い高齢者や年金受給者、無職者など、保険税の負担能力の低い被保険者が多くを占めております。きわめて厳しい財政運営を余儀なくされているものと認識しております。

このような状況の中、平成22年度決算は、形式収支では黒字決算となっておりますが、実質単年度収支では大幅な赤字になっているのも事実であります。

まず、歳入について申し上げますと、歳入の根幹である保険税は、前年度より減収であります。収納率では前年度を上回り、県下でも上位となっていることは高く評価するものであります。

しかしながら、保険税の減収は、長引く経済不況や当保険の構造的な要因によるものと理解をしておりますが、さらなる収納率の向上に努力をしていただきたいと思います。願うものであります。

また、一般会計繰入金は、平成21年度と比較すると、大幅な減収となっておりますが、基本的には加入者の保険税及び国、県の補助金等によってまかなわれるべきもので、今後も最少限度の繰入額とするよう望むものであります。

一方、歳出は、その大部分が医療費に係る支出であり、医療費の増加を少しでも減らすことができれば、加入者の負担も軽減できるものと考えております。被保険者の健康の保持増進、疾病の早期予防を図る見地から、人間ドック等への助成、特定健康診査等の受診率の向上等、さらなる効果的な活用を図るよう望むものであります。

依然として経済情勢は厳しい状況にありますが、国民健康保険事業の健全化に向けて、一層の努力をされることを期待いたしまして、賛成の討論といたします。

続きまして、議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、制度創設以来、3年半が経過し、市民にも広く周知が図られ、制度が定着しているものと理解しております。また、現政権下では新たな高齢者を対象とした医療制度の検討もなされておりますが、現在まだ新たな制度に関する法案や制度導入までの具体的なスケジュール等は示されていないため、当面後期高齢者医療制度は継続されることとなるととらえております。

このような中で、平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額が10億6,716万1,769円で、歳出総額は10億6,210万6,253円となっております。歳入の主なものは保険料収入で、還付未済額調整後の収納率は98.2パーセントであり、制度の周知と収入の確保に努めた結果であると理解をしております。

また、歳出につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付金として、入間市が収納した保険料及び被保険者の保険料の軽減分を埼玉県と入間市が負担する保険基盤安定負担金が主なもので、いずれも適正な予算執行が行われております。

以上のことから、賛成とするものであります。

続きまして、議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論を行います。

当事業は、認可以来17年が経過し、多くの地権者のご理解、ご協力の中、事業は順調に進展し、完成まであと数年という終盤を迎えております。隣接する武蔵工業団地との一体的な工業系の整備と住宅系の整備により、調和のある土地利用を図っております。平成22年度におきましても、予定されていた街路築造、雨水污水管布設工事等が順調に完了し、全体の進捗率は、事業費ベースで約84パーセント、事業別には道路整備率で約84パーセント、雨水管整備率約92パーセント、污水管整備率約95パーセントという進捗率となっております。すべての都市計画道路が完成したことによりまして、事業区域内の利便性が大幅に増大し、大変有意義であると思われれます。既に区域内の工業専用地域には110社以上が操業し、工業団地の核が形成され、にわかに活気を帯びております。

また、住宅地域には約340戸の住宅が建設され、徐々に住宅としての町並みも形成されております。このことは、雇用や地域経済への大きな波及効果だけではなく、市財政への大きな収入をもたらす事業であります。

今後も保留地の売却による事業収入の確保と、より計画的な事業執行や事業費の削減に一層ご努力され、この事業が早期に完成されますようお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

委員長 次に、反対の方はおられますか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、賛成の方を願います。

金澤委員 議案第78号、平成22年度国民健康保険特別会計決算認定について、公明党入間市議団を代表し、賛成の立場から討論いたします。

厳しい社会情勢による市民の所得減により、自主財源が減少する中、高齢者を中心とする医療費の増加、新型インフルエンザの流行等により、平成22年度の国民健康保険事業の健全な運営においては、大変にご苦労されたことと感謝申し上げます。

歳入については、収入済額が前年度対比マイナス9,313万5,624円、率にして2.7パーセントの減少となりました。平成22年度も一般会計から14億5,000万円の繰り入れをし、継続して保険料の据え置きに配慮していただきました。しかし、相互扶助により成り立つ仕組みである事業の原則に立つときに、これ以上の市費投入は厳しいものと思われま

す。平成24年度から保険税の限度額の改定が予定されておりますが、納税相談の実施に際しては、一人一人の経済状況を丁寧に把握し、きめ細やかな配慮及び適切な助言を行い、さらなる収納率の向上にご努力されますよう、お願い申し上げます。

歳出につきましては、大半を占める保険給付費が前年度対比7億3,312万2,448円、率にして7.8パーセントの増加となりました。医療費の抑制においては、予防医学が重要であります。特定健康診査事業については、受診率の目標65パーセントに対し、31.2パーセントと大変に厳しい状況であります。受診率向上にさまざまなご努力をされていることは評価いたしますが、目標未達成の自治体にはペナルティーが課されることが決まっております。

入間市においては、その額が1億8,000万円にもなると執行部より答弁もありました。とはいえ、健診事業は医療費抑制が主な目的ではなく、市民一人一人が健康で長生きしていただくことが何よりも大事であると考えます。受診率の高い自治体の事例を参考にし、事業の促進に対して大きく発想の転換を図るべきときにきていると考えます。

また、健康福祉センターと連携し、新型インフルエンザワクチンや高齢者肺炎球菌予防接種の接種率を向上させることも、市民の健康増進にとって重要であります。特に高齢者向け肺炎球菌予防接種は、1回注射すれば5年間有効であり、高齢者が肺炎にかかると長期療養を余儀なくされるのも高齢者に多く見られる傾向であります。せっかく近隣市に先駆けて導入されたこの予防接種事業の接種率向上対策として、現在1回5,000円の接種費用の低減も含めた抜本的な見直しが必要と考えます。

さらに、学校教育や保育所、保育園、幼稚園において、うがい手洗いの励行を徹底するなど、医療費の抑制に対しては、全庁的な取り組みを行っていただくようお願いいたします。

さらに、高額療養費に対する限度額認定証の交付については、依然その利用率が低迷しております。高額入院費を立てかえ払いせず、自己負担額のみで支払いで済むというこの

制度は、貯蓄の余裕のない、経済的に厳しいご家庭にとっては、本当にありがたい制度であります。入院される方が安心して治療を受けられるよう、さらなる情報提供や医療機関との連携に努めるよう要望いたします。

最後になりますが、現政権ではマニフェストで掲げた後期高齢者医療制度の廃止に向け、市町村国保に戻そうとする動きがあります。その後の運営主体は都道府県との構想に都道府県側は強く反発をしており、将来展望が見えてこない状況であります。もちろん自公政権時代においても、医療保険制度の抜本改革には手がつけられず、その場しのぎの対策に終始してきたと言われても仕方ありません。一地方自治体で解決できる問題ではありませんが、結局そのしわ寄せは市民と直接向き合う現場にたまっていくのが現実です。担当者の皆様のご苦勞に対し、改めて感謝申し上げます。

低所得、無所得の方の多い国民健康保険事業こそ、市民の命綱であると確信しております。市民と共に歩み、寄り添う国保事業であっていただくことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

委員長 なければ、特別会計、水道事業会計についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、議案第77号 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第77号 平成22年度入間市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定と決定いたしました。

次に、議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定と決定いたしました。

次に、議案第79号 平成22年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定と決定いたしました。

次に、議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定と決定いたしました。

次に、議案第81号 平成22年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定と決定をいたしました。

次に、議案第82号 平成22年度入間市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定と決定いたしました。

次に、議案第83号 平成22年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定と決定いたしました。

次に、議案第84号 平成22年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定と決定いたしました。

次に、議案第85号 平成22年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定と決定いたしました。

次に、議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳

出決算認定については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定と決定いたしました。

次に、議案第87号 平成22年度入間市水道事業会計決算認定について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり認定と決定をいたしました。

△ 副市長あいさつ

委員長 ここで副市長からあいさつを行いたい旨申し出ありますので、これを許します。

副市長 それでは、一言あいさつをさせていただきます。

9月22日を皮切りにして、本日まで決算特別委員会ということで、委員の皆様方には本当にお疲れさまでございました。ただいま22年度のすべての決算、決定をさせていただきますので、大変感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

審議の途中でご指摘いただきました内容、あるいはご意見、提言等につきましては、審査意見としてまとめていただいておりますので、それをもとに行政運営、また並びに今後の新年度予算の編成等についても努力をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、現在放射能等の問題がありまして、放射能関係あるいは空中線の関係等もありますけれども、市民の安全、安心という部分に意を用いながら、今後行政執行に邁進していくつもりであります。

また、今週末には11月5日ということで、45周年の記念式典等ございます。5年ぶりのお祝いの事業でございますので、それらも含めましてお祝いを申し上げながら、12月議会に向けてまた邁進してみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、委員の皆様方には本日まで大変お疲れ様でございました。ご健勝にてさらに活躍されることをご祈念をいたしましてあいさつにかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

委員長 ここで暫時休憩をいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

委員長 会議を再開いたします。

今回の決算特別委員会の中で、委員の方々にも承知をしていただきたい案件とありますが、ことがありますので、事務局長より報告をさせますので、お願いします。事務局長、よろしいですか。

議会事務局長 それでは、事務局が把握している事柄につきましてご説明申し上げます。

委員の皆様にはよくご存じのこともあるかと思いますが、発端と思われるところからご説明申し上げます。9月22日木曜日の決算特別委員会で、シルバー人材センターの関係者を参考人として出頭を求め、意見を聞くということが決定されました。9月26日から参考人をだれとするか、日時、場所、意見を求める案件を決定するために、臨時に決算特別委員会を開催できないかといった調整が非公式に図られまして、日程調整等をしたかと思えます。これ、結果的には臨時の決算特別委員会は開催されませんでした。

26日月曜日に金澤委員が委員長名文書、これは決算特別委員会の10月11日に既に皆様に配付した文書でございます。この委員長名文書を持参しまして、この文書の内容で臨時の決算特別委員会を開催するよう、これは個人的に委員長と話し合いをされました。しかし、委員長と金澤委員との話は不調に終わりました。そのとき、その委員長名文書というのは、私にも手渡されました。それをコピーして、委員会にはお配りしました。

10月11日の決算特別委員会で金澤委員が自らその委員長名文書を取り上げまして、委員長名文書を委員長が認めたというような主張をされましたが、委員長はそれを否定いたしました。このとき金澤委員が作成した文書、これ今説明しましたけれども、委員長名文書ですけれども、これを配付いたしました。その際、石田委員からも、この委員長名文書は正式な文書として今出されたと解釈していいのかというような質疑がございまして、委員長も事務局も正式なものではないというような発言をしたと思えます。この委員会で参考人については、委員長の考え方と金澤委員の考え方を整理したものをつくったらどうかというような話になりました。

10月12日の水曜日、決算特別委員会で委員長案と金澤委員案を参考にして、参考人招致の件について協議されまして、参考人をシルバー人材センターの理事長、事務局長とし、日時は10月26日水曜日、午前9時30分、場所は市庁舎5階全員協議会室、意見を求める案件は、市の補助金事務についてというようなことが決定されました。

10月17日月曜日、正副委員長が議長に対しまして、正式に参考人出席要求を行いました。

10月18日に議長と私でシルバー人材センターに赴き、理事長及び事務局長に対しまして、参考人として出席を要請しました。すると、シルバー人材センターでは9月28日に既に委員長名の文書で出席要請を受けているということでした。参考人としての出席要請はきょうが初めてであり、そのような文書を出していない旨伝えまして、その文書を確認しました。シ

ルバー人材センター側が出席要請文書として持っていたものは、金澤委員が作成した委員長名の文書でした。私が本日持参したものが正式な文書であり、それは正式なものではありませんと説明をいたしますと、シルバー人材センター側は、渡された文書は委員長名の文書であり、公印はなかったが、省略となっており、公文書と判断したので、参考人として出頭する準備も進めていたとのことでした。

そのシルバー人材センター側の話は、概略次のようでした。9月28日水曜日、午後3時ごろ、金澤委員が委員長名文書をシルバー人材センターに持参した。シルバー人材センターの理事長、副理事長、事務局長は、委員長名文書を公文書と判断し、出頭日は10月17日月曜日午後1時、案件は組織について、運営状況（予算、決算、事業内容）について、市からの補助金についてであるとして、参考人として出頭する準備を開始したということになります。

時系列的に今申し上げましたけれども、そういうことで、28日にそういうことが行われたということがそこで確認ができました。10月13日にシルバー人材センターの理事長が、金澤委員がシルバー人材センターに渡した委員長名文書を環境経済部長のところに持参し、部長に見せました。部長も、これは10月13日にその委員長名文書を確認したということになります。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

ただいま局長より今説明があったわけですが、この関係について、報告ですので、質問を少し受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、齋藤委員、いいのですか。

齋藤委員 いいです。

委員長 では、はい。

石田委員 聞きたいのですけれども、要はどこどころが、何が問題なのかと、もう一度明確にしてくれる。経過はわかったけれども。

議会事務局長 10月18日に私と議長とで正式に参考人の出席を求めるために、シルバー人材センターに行つて……

石田委員 経過はわかったのだけれども、問題点が何……

議会事務局長 問題点は、1つは、金澤委員さんが公文書と誤認されるような文書をまずつくって、それを第三者といいますか、シルバー人材センターのほうに持って行って、シルバー人材センターのほうではそれを公文書と誤認をしてしまったというところになります。

委員長 よろしいですか。

石田委員 私よくわからないのだけれども、法的な問題って、例えば公文書偽造になるのか、そうい

った問題点は何なのか、もうちょっと教えてくれない。

委員長 その辺はどうなのですか。

議会事務局長 問題点がどこかというの、私もそこまで踏み込んで申し上げることはできませんけれども、本来公文書というものは、我々事務局職員がつくるということでございまして、それをそれ以外の人間がつくって、それを第三者に見せまして、それを公文書と認定したというところが、実際には文書管理上はあってはならないということだと私は今の考えでは認識しています。

委員長 よろしいですか。

石田委員 いや、だからわからないのです。だから、もうちょっと法的な問題というか、それを明確にしてくれないと、意味がよくわからないのです。やっていることはおかしな話だなという話はわかるのだけれども、果たしてそれがどういう問題なのか、もうちょっとその問題点をすっきりと絞って、事務局のほうで提起してもらいたいなと思います。

委員長 ほかにございますか。

齋藤委員 もう一度確認したいのですけれども、今金澤委員がシルバー人材センターのほうに持っていったということは、委員長が確認する前に持っていかれたという、再確認なのですけれども、そういう文書を確認されていない、その文書というのはだれの。最初にシルバー人材センターに持っていった文書。

議会事務局長 私と議長で10月18日に文書を持っていきましたら、既にそういう文書を受け取っているという話だったわけです。こちらは、当然初めてですから、そういうことありませんよと言いましたら、いや、確かに受け取っているということで、その文書を確認したら、事前に配られていた文書であったということで、それは違いますよという、そういう話はそこでして、基本的には我々もそういう事務上のことは初めてだったので、そういう文書が既にシルバー人材センターのほうに渡っていて、それがあある意味といたしますか、シルバー人材センターではそれを公文書として認識していたということで、非常に驚いたわけです。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 はい。

齋藤委員 それは、だれがつくった文書ですか。

委員長 先ほど事務局長が言ったとおり、金澤委員がつくった文書ということだと思います。

齋藤委員 ということは、この委員会で確認される前に、もう文書が行ってしまっていると。

委員長 局長、それでいいのですよね。

議会事務局長 時系列的にはそうなるかと思えます。委員会で決定したのは、10月12日ですか、具体的に10月12日に委員会で内容が決まったわけですがけれども、シルバー人材センターのほうのお話では、9月28日には既にそういうふうな文書をもっているというお話でした。

齋藤委員 そうしますと、先ほどのシルバー人材センターのほうは、公文書というのですか、公の文書と、我々が了解した文書と思って受け取ったと、そういう話ですか。

委員長 今の報告は、そういうことでよろしいのだよね。

齋藤委員 ちょっともう一度。

議会事務局長 シルバー人材センターで我々が聞いた話では、既に文書は受け取っているというお話だったので、いや、そういうことありませんよ、きょう初めてお持ちしましたということで申し上げました。ですから、シルバー人材センターはその前に渡された文書を公文書として解釈していたというふうなことは、そこでは確認できました。

齋藤委員 そうしますと、我々委員の中でもわからない文書なのだから、これは普通のやりとりですか。普通のって、その後、はい。

委員長 齋藤委員、もう一回言ってください。

齋藤委員 今の金澤委員が最初に持ってきた文書というのは、そういう公文書をつくったということですか。そんなことはないですね。

〔(ちょっといいですか) と言う人あり〕

委員長 はい。

石田委員 私、この決算の特別委員会でまず論議して方向出すという問題ではなくて、問題は問題として、やっぱりそれは明らかにさせて、どういう形でやるかわからないけれども、議運でやるのか、代表者会議でやる、どこかで、別の機関でやらないと。だって、実際こういうものにどう対応するのかというのは、これはほかの例だとか指導を受けないとできないでしょう、実際問題として判断が。

委員長 今石田委員の話で……

石田委員 それ事実だということになれば、やっぱり。

委員長 いかがですか、その辺は。

横田委員 私も思うに、今回の文書がここでまだ認められていない状態で、今お話をお聞きすると、出ていたということだと思うのですが、結局公文書どうのこうのというところというのは、委員会ではなかなか話ししてもしょうがないのではないかなというのを感じるのです。なので、そういうのも、それが法的におかしなものなのかどうかというのは、やっぱりきちんと議会としてしないといけないとは思いますが。なので、委員会でやるのではなくて、またちょっと別のでそれをきちんとするということができるのだったら、そういうふうにした方がいいのではないかなと思います。そういう方法がとれるのだからどうか、事務局の方……。

委員長 ちょっと待って。今事務局に、そういう方法がとれるのかという。

議会事務局長 具体的に何を、それ言っていていいかわかりませんが、それ皆さんの中で決めていただければよろしいかと思っておりますけれども。

石田委員 それ、私も委員会でどうだという問題ではなくて、事実の問題として、それが確認できているということだったら、委員長と事務局長でもって議長に、委員会の中でこういう問題が生じたということで報告して、議長のほうでどういうふうにするかという問題になってくるのではないですか。

委員長 今石田委員のほうからそういう話も出たのですが、その辺はいかがですか。それでいいですか。

小島委員 そのことなのですけれども、今石田委員もおっしゃっていたとおり、やはりこの特別委員会のやる席ではないというのは、結果が出ているから、これは全体でやるべき問題であると思います。

それで、ちょっと事務局にお聞きしたいのは、そうすると先ほどから公文書を書いたということと行使したということが疑われるということですが、それが本当に懲罰として当たって、こういう議会の中でかけることができるのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

議会事務局長 この件が発覚しまして、私もその辺についていろいろ研究したのですけれども、懲罰に当たるかどうかという前に、手続き上の問題としまして、懲罰特別委員会の動議というのは、事件が起こってから3日以内にしなければいけないということでありますので、大体閉会中に起こったことというのは、そういうふうな懲罰特別委員会みたいなものは、もう基本的に制度的にできないということでございます。ですから、今回の案件についても、そういうことはできないと事務局では解釈しています。

小島委員 ありがとうございます。

委員長 一連聞きましたので、よろしいですか。

〔(ちょっとよろしいですか) と言う人あり〕

永澤委員 ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、皆さんのお話を今伺ってしまして、要するに10月11日の決算特別委員会で認められなかった文書が先に持っていかれたということで、議長、局長が驚かれたということですよ。だと思いののですけれども、私の記憶では、10月11日に金澤委員がこの前の文書を出してよというふうにおっしゃって、事務局のほうで皆さんにコピーをしていただいたなという記憶があるのですけれども、その文書をいつ、だれとだれとだれがご覧になっていたのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

議会事務局長 私の記憶では、私はいただいて、もう一つは多分委員長だと思います。私の記憶ではそうです。

永澤委員 いつですか。

議会事務局長 それは、26日か27日、それがいつかというのははっきりしないのですけれども、26日の週の26日か27日であると思います。委員長との話では、26日というふうには思いますけれ

ども。

永澤委員 そうしますと、委員長は委員長名で書いてある文書その時点でご覧になって、了解は得ていないまでも、ごらんになっているということでよろしいですね。

委員長 あれは11日だったでしょうか、皆さんに金澤案というような状況が出たものに対しては、議長室に置いてあったのを金澤委員が持ってきて、見たことは見たと、ただこれをどうするという了解はしていなかったと。ですから、先ほど局長のほうの説明でいきますと、私は27日、28日ちょっと出かけていまして、了解するもしないもできなかったのですが、その辺の関係が28日に先に行ってしまったということが、非常に議長あるいは随行の局長から遺憾に思っているとか、これはまずいのではないのという意見が来たので、委員長知っているのかと、副委員長もそのときに、議長が前行きまして、私はもちろんわからなかったと、副委員長も知らなかったと、そういうことで了解をしているわけで、それだけの関係はおかしいのではないのということで議長のほうから話が来まして、きょうの報告をしていただくと。ですから、先ほど石田委員が言うとおりの、これを、こういう意見が出たのだとか、こういう問題が報告されたということを議長に、委員長としたら送って、あとは議長判断というようなやり方をしていただいた方がいいのかなという。

永澤委員 では、済みません、もう一点だけ。今26日の時点では、委員長も事務局長もごらんになっているということですよ。それを10月11日で、ここで皆さんと初めて見たときに、たしか石田委員から、これは正式な文書ですかという質問があって、そこで私もちょっと議事録を確認させていただきました。そうしたら、委員長がはっきりと正式ではないと、議会事務局長も、今金澤委員さんがおつくりになったという文書で、これは正式な文書という意味では事務局は考えておりませんと、石田委員からも、ではまだ何も出ていないという発想だな、事務局長から、これはだから今参考に出せというお話があったものですから、皆さんにお配りしたのですけれども、これは正式な文書でも何でもなくて、金澤委員さんのお考えということだと思いますというふうにおっしゃっているということは、これはこのままでよろしいわけですか。

〔(ちょっといいですか) と言う人あり〕

委員長 はい。

石田委員 問題は、そこ、そういった文書ではなくて、むしろ実質、シルバー人材センターへ持っていったということが問題です。

〔(そう、問題なの) と言う人あり〕

石田委員 そこののだと思います、それは。経過は、さっき事務局長も言っているとおりだと思いますし、だからそれについて、だからちゃんと議長に報告して、議長のほうでやっぱりどういうふうに議会で方向出すか、それをやるべきではないですか。

永澤委員 ただ、要するに、先ほど公文書というお話が、今皆さんの中から公文書を持っていった、公文書を持っていった、公文書と見なしているというお話があったものですから、ちょっとその点だけ確認を。大きな違いだと思うのです。公文書を持っていったのと、こういうふう
に要するに金澤案を持っていったというのは、大分違うと思いますので、ちょっとその辺確認をさせていただきたいと思っています。

石田委員 今問題になっているのは、やっぱり委員長名の、金澤さんの個人の名前で個人の案を持っていくなら、それ構わないです。委員長名のやつを持っていったわけでしょう。そこが問題なの。委員会としてのやっぱり態度表明になってしまっていますから、実際に。問題点はそこなのでしょう。

齋藤委員 私も今それを感じていたのは、我々委員の中で議論されて、これを出しましょうと言ったのがありましたね。

〔(17日) と言う人あり〕

齋藤委員 我々でこれを修正したとか。だから、その前に、確かに今言ったように、金澤委員の名前でこういうことがあるよというのだったら、私もそれは別にどうこうと。ただ、今の永澤副委員長がおっしゃった公文書となるもの、それが委員長名で出されてしまうと、その辺については、やっぱりそういう行使をしたというのですか、そういうふうに、それは該当するの
かどうかわかりません。ただ、そういう感じは受けます。

委員長 そうしますと、何点か出ましたので、この辺は委員会として議長にこれを報告させていただいて、あとは議長が全員協議会でやるか、あるいは委員会を立ち上げて何かの調査をして、皆さんに報告するか、そういう方向だと思うのですが、どうなのでしょうね。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 よろしいでしょうか。

〔(はい、いいです) と言う人あり〕

委員長 では、そんなぐあいできょうの委員会の報告は終わりにしたいと思います。

それでは、この件を委員長から議長のほうへ報告をさせていただきます。ちょっと静かにしてください。

△ 閉会の宣告（午前11時39分）

委員長 これで、当委員会に付託されました事件はすべて議了いたしましたので、委員会を閉じます。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 金子 俊 雄